

寒川町農業委員会告示第4号

寒川町農業委員会事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年2月24日

寒川町農業委員会会長 後藤 進

寒川町農業委員会事務局規程の一部を改正する告示

寒川町農業委員会事務局規程(昭和 52 年寒川町農業委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条総務担当の項第 1 号中「農業委員」の次に「及び農地利用最適化推進委員」を加え、同項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号を第 13 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 農地等の利用の最適化の推進に関すること。

第 3 条総務担当の項中第 18 号を第 21 号とし、第 17 号の次に次の 3 号を加える。

(18) 利用権設定等促進事業に関すること。

(19) 利用権の設定等、農用地利用改善事業又は農業経営若しくは農作業の受委託の当事者間に紛争等が生じた場合の仲裁等に関すること

(20) 農作業受委託における適正な賃金、作業料金の算定提示に関すること。

附 則

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。